

(公印省略)

介護第 0410005 号

令和 2 年 4 月 10 日

指定通所介護事業所
指定地域密着型通所介護事業所
指定短期入所生活介護事業所 管理者様

宇佐市介護保険課長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る個別機能訓練加算への
対応方針（4月13日以降）について（通知）

平素から、宇佐市介護保険事業の円滑な運営にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
令和 2 年 3 月 31 日付け介護第 0331007 号において、4 月 13 日からは、換気の悪い密閉空間で、多くの人が集う密集場所、近距離で会話する密接場面という 3 密を徹底的に回避する対策を講じた上で、基準に則ったサービス提供を行うようお願いしているところです。

今般、第 7 回宇佐市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、感染拡大防止対策の徹底や市主催の行事等の利用制限について、引き続き、5 月 6 日までの間、現在の対応方針を継続することが示されたことを踏まえ、4 月 13 日から当分の間、下記のとおり対応をお願いいたします。なお、本通知による取扱いは、従来どおりの居宅の訪問を妨げるものではありませんので、居宅を訪問する場合は、3 つの密（密閉、密集、密接）が同時に重なる場所を避けるなど、適切な感染防止対策に努めてください。本対応方針の終了時期については、宇佐市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の結果等を踏まえ、別途通知します。

記

1. 個別機能訓練加算

個別機能訓練計画の作成後、利用者の居宅を 3 カ月ごとに 1 回以上訪問し、利用者の居宅での生活状況等を確認することとなっていますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、居宅以外の場所において、居宅での生活状況を確認し、収束した後、速やかに利用者宅を訪問し、生活状況等を確認した場合は、算定要件を満たすものとして取扱います。本取扱いとする場合は、経過が分かるよう記録をお願いします。

なお、今後国等より、本通知とは異なる方針が示された場合は、内容を見直すこととなりますのでご注意ください。

担当：介護給付係 久保
電話：0978-27-8149（直通）